

横浜市委託契約に関する低入札価格取扱要綱

制 定 平成 15 年 1 月 24 日財契二第 194 号
最近改正 平成 29 年 3 月 30 日財契二第 3013 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成 20 年 3 月水道局規程第 7 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成 20 年 3 月交通局規程第 11 号）第 2 条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。以下同じ。）第 13 条の 2 に規定する基準及び当該基準に該当する申込みが行われた場合の調査の方法について第 2 条に規定する委託契約に関して必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この要綱を適用する契約は、建物管理業務、施設運転管理・保守業務及び廃棄物処理業務に係る契約のうち、特定役務に関する契約とする。

(調査基準価格)

第 3 条 契約事務受任者（横浜市契約事務委任規則（平成 11 年 4 月横浜市規則第 37 号）により市長の委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「交通事業管理者」と読み替えるものとする。以下同じ。）は、規則第 13 条の 2 の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

2 前項に規定する調査基準価格は、予定価格に 10 分の 7 から 10 分の 8.5 までの範囲内で契約事務受任者の定める割合を乗じて得た額とする。

(規則第 21 条の 2 第 1 項の規定に基づく調査)

第 4 条 契約事務受任者は、最低価格入札者の当該申込みに係る価格が前条第 2 項の規定により算出した調査基準価格の額未満の場合は、規則第 21 条の 2 第 1 項の規定に基づき調査を行うものとする。

2 前項の調査は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次に掲げる事項について、当該最低価格入札者からの事情聴取、当該契約に係る委託業務所管局等への照会その他の方法により行うものとする。

- (1) 当該委託業務を行うにあたって当該最低価格入札者が予定している労務、資材等の数量及びそれらの調達等に関する事項とその適否
- (2) 特別な理由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- (3) 当該最低価格入札者の経営状態
- (4) その他必要な事項

第 5 条 契約事務受任者は、前条の規定による低入札価格調査について、低入札価格調査委員会

に諮るものとする。

- 2 契約事務受任者は、前項の規定により低入札価格調査委員会に諮った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと判断された場合は、当該調査対象者を落札者とするものとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年11月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。